

## 平塚市公益通報者保護法に基づく外部の労働者等からの通報処理に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い市の機関において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、市の機関がとるべき事務処理の基準を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進し、市民生活の安定と社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報をいう。
- (2) 労働者等 法第2条第1項に規定する労働者等（法第9条に規定する一般職の国家公務員等を含む。）をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 市の機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される平塚市の執行機関、若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則により独立に権限（以下「処分等の権限」という。）を有する市の機関のうち、当該処分又は勧告等に係る事務を所管する課等をいう。
- (5) 法令所管課 法別表に掲げる法律の規定に基づき、通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「処分等の権限」という。）を有する市の機関のうち、当該処分又は勧告等に係る事務を所管する課等をいう。

### (職員の義務)

第3条 公益通報の事務に従事する職員は、公益通報を行った者が、第三者をして特定されないよう十分に配慮するとともに、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 公益通報を受けた事案について特別の利害関係を有する職員は、当該公益通報に係る事務に関与してはならない。

### (相談窓口)

第4条 外部の労働者等からの法に基づく公益通報に係る事務を処理するため、市民部市民情報・相談課（以下「市民情報・相談課」という。）に公益通報相談窓口を設置する。

### (公益通報の受付方法)

第5条 外部の労働者等からの法に基づく公益通報は、電話、ファクシミリ、電子メール、郵便又は面会のいずれかの方法により、市民情報・相談課が受け付ける。

(通報者の要件確認)

第6条 市民情報・相談課は、通報を受け付けたときは、速やかに次の各号に掲げる要件を満たしているか否かを確認する。

(1) 通報した者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 通報対象事実に関係する事業者で使用されている労働者、又は労働者であった者(通報の日前1年以内に従事している者)

イ 当該事業者を派遣先とする労働者派遣契約により労働に従事する労働者、又は当該労働者であった者(通報の日前1年以内に従事している者)

ウ 当該事業者と請負契約その他の契約を締結している事業者に従事する労働者、又若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者(通報の日前1年以内に従事している者)

エ 当該事業者の役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令(法律および法律に基づく命令をいう。)の規定に基づき法人の経営に従事している者(会計監査人を除く。))

オ エに掲げる事業者と請負契約その他の契約を締結している事業者の役員

(2) 通報が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるものでないこと。

(3) 通報の対象者が、当該通報した者の次の各号のいずれかに該当する労務提供先の事業者等であること。

ア 当該労働者又は労働者であった者を自ら使用し、又は当該通報の日1年以内に自ら使用していた事業者

イ 当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣の役務の提供を受け、又は当該通報の日1年以内に受けていた事業者

ウ 前二号に定める事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行い、又は行っていた場合において、当該事業に従事し、又は当該通報の日前1年以内に従事していた労働者若しくは労働者であった者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者における当該他の事業者

エ 当該事業者の役員(法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令(法律および法律に基づく命令をいう。)の規定に基づき法人の経営をしている者(会計監査人を除く。))

オ エに掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該役員が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者の役員

(4) 通報の範囲は、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合、又は通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面(電子的方式、磁氣的

方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を提出する場合。

ア 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 当該通報対象事実の内容

ウ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

エ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

(通報者への連絡)

第7条 市民情報・相談課は、受け付けた通報が前条各号に掲げる要件のいずれも満たすことを確認した場合は、当該通報を公益通報として処理することとし、その旨を遅滞なく当該通報を行った公益通報者に連絡する。

2 市民情報・相談課は、受け付けた通報が、前項各号に掲げる要件のいずれかを満たしていないことを確認した場合は、当該通報を公益通報として処理しないこととし、その旨及びその理由を遅滞なく当該通報を行った公益通報者に連絡する。

3 市民情報・相談課は、通報を行った者が特に通知を望まないなどその必要がないと認められるときは連絡を行わないことができる。

(通報者への説明等)

第8条 市民情報・相談課は、受け付けた通報を公益通報として処理するときは、速やかに当該法令所管課と連携し、次の各号に掲げる手順により当該公益通報を行った者に説明を行い、当該公益通報の内容を聴取する。

(1)公益通報に係る事務は、この要綱により処理され、公益通報者の秘密は保持されるものであること。

(2)公益通報者の秘密保持に配慮しつつ、公益通報者の氏名、住所及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実等を聴取するものであること。

(通報書の作成)

第9条 市民情報・相談課は、前条の規定により聴取した内容に基づき、速やかに公益通報書(別紙様式1)を作成し、写しを当該法令所管課に送付する。この場合において、次に掲げる項目のうち記入可能な項目を記入するものとする。

ア 受付番号

イ 受付年月日

ウ 公益通報の方法

エ 受け付けた職員の職、氏名

オ 公益通報者の氏名、住所、連絡先

カ 労務提供先の事業者の名称

キ 件名

ク 発生又は発見年月日

ケ 該当施設・場所

コ 法令違反の内容

サ これらを客観的に証明できる資料等の有無

シ その他法令所管課が必要と認めるもの

(調査)

第10条 法令所管課は、受け付けた公益通報の内容となる事実について、自ら又は市の他の機関の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴収、書類の閲覧、現地の確認その他法令に基づく必要な調査等を迅速かつ適切に行う。

2 前項の調査の実施に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、関係者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

(調査の進捗状況)

第11条 法令所管課は、調査の進捗状況について、公益通報者及び市民情報・相談課に必要な応じて連絡する。

(調査結果の通知)

第12条 法令所管課は、調査が終了したときは、速やかに、当該調査の結果を取りまとめ、公益通報者に対し、当該取りまとめた調査結果の概要を通知するとともに、市民情報・相談課にその写しを添付し、調査結果を報告する。

2 法令所管課は、調査の結果、通報された事実が確認できなかった場合及び措置を講ずる必要がないと認めた場合にあつては、前項の通知にその理由を付記する。

3 法令所管課は、公益通報者が特に通知を望まないときなどその必要がないと認められるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、通知を行わないことができる。

(調査結果に基づく措置)

第13条 法令所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じるものとする。

(措置の通知)

第14条 法令所管課は、前条の規定により措置を講じたときは、その内容を、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、当該公益通報を行った公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、当該公益通報者が特に通知を望まないときなどは、この限りではない。

(通報関連資料の管理)

第15条 法令所管課は、公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料を、通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理・保存（当該公益通報に関し争訟が生じていることを確認した場合にあつては、当該争訟が終結するまでの間）しなければならない。

(協力義務)

第16条 市の機関は、この要綱に規定する事務処理について、市の他の機関又は他の行政機関その他公の機関から協力を求められたときは、協力を拒むことにつき正当な理由がある場合を除き、必要な協力をするものとする。

2 通報対象事実が複数の法令に該当する等の理由により、処分等の権限を有する行政機

関が複数ある場合においては、当該処分等の権限を有する行政機関は、連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に連絡を密にし、協力するものとする。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第17条 市の機関は、公益通報以外の通報を受け付けた場合は、事業者の法令遵守の取組みを推進するため、必要に応じ、この要綱の規定例により事務処理を行うよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。